箕面市総合計画策定委員会議開催要綱

平成二十年五月二十二日箕面市訓令第四十号

(趣旨)

第一条 開 構想及び る 基本計画 催に た め、 こ つ を実施 基本計 の要綱 い 箕 面 て 必要な事 市 総合計 ιţ するため 画の素案(以下「 平成二十三年度を初年度とする箕面 画策 項を定めるも の 定委員 計画 $\overline{}$ 以 下 슷 総計素案」 議 のとする。 7 $\overline{}$ 実施計 以 下 という。) \neg 画 委員 会議」 ح 11 . う。) の策定 市総合計 لح ١J . う。) を検討す 及び当該 画 基本 の

(検討事項)

委員会議 に お 11 て は、 総計 素 案 の 策 定 及 び 実施 計 画 に つ l١ て 討

(構成)

するものとする。

委員会議 は 次に掲 げる者をもって構 成する。

- 企画 専門委員(学識経験者のうちから市長が 委嘱 し た者を ١J う。)
- 総合計画策定委員 市 民 の うちから市長が委嘱 し た者をい う。
- 三 理事級の職員のうち市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

四条 委員会議 に会長を置き、 構 成員の互選 によってこ れを定める。

- 2 会長は、 会務 がを総理 ŕ 会議を招集し、 か く そ の 議長となる。
- 3 委員会議 に副 会長を置き、 会長 が指名 L た 者がこれ に あ た

4 副 会長 ば 会長を補 佐し、 会長に 事故あるときは、 副会長がそ の

を代理する。

関係者の意見聴取)

第五条 会長が 必要と認めるときは、 構 成員 で な L١ 者を会議 出 席させ

意見を述べさせることができる。

(分野別策定検討会議)

第六条 ときは、 分 野別に総計素案の策定及び実施計画について検討しようとする 分野別策定検討会議 (以下 分野別検討会議」という。) を開

催する。

2 分野別 検討会議に 部会長を置き、 各分野を 所管する部局室 の 総務次長

がこれにあたる。

3 分野別 検討会議の運営に 関する事項は、 別に定める。

(庶務)

第七条 委員会議 の庶務は、 市長公室政 策企画 課 に お ١١ て 行う。

(委任)

第八条 この要綱 に定めるも の の ほ ゕੑ 委員会議 の 運営に 必要な事項

は、会長が委員会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 こ の要綱は、 平成二十三年三月三十一 日 限 IJ その効力を失う。